平成２６年（フ）第２３９号
福井県鯖江市下河端町第68号78番地
債務者　嶋川智絵美
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森口　功一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７２号
長崎県諫早市多良見町化屋476―14、住民票上の住所長崎県大村市陰平町855番地
債務者　森　　薫
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　敬弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第７３４号
奈良県北葛城郡河合町星和台１―１―３第６号棟第104号室、住民票上の住所大阪府松原市天美北２丁目12番６号
債務者　杉谷　紘一
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉田　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
三重県松阪市駅部田町622番地６サンスカイ細Ⅱ３Ｃ号室、住民票上の住所三重県松阪市宮町63番地１サンステージ202
債務者　冨田　　秀
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第６２号
三重県松阪市駅部田町622番地６サンスカイ細Ⅱ３Ｃ号室
債務者　冨田　依子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第９３１号
埼玉県秩父市下影森845番地３
債務者　高橋　克之
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５７号
長野県諏訪郡下諏訪町6154番地５
債務者　荻野　隆泰
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相馬　弘昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２５号
大分県速見郡日出町大字豊岡3290番地６
債務者　八幡セチ子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永松　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第１５０６号
神奈川県鎌倉市台１丁目８番22号　リーズ湘南大船７号棟104
債務者　一戸　友秋
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅葉　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５０７号
神奈川県鎌倉市台１丁目８番22号　リーズ湘南大船７号棟104
債務者　一戸　節子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅葉　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９２６８号
東京都新宿区高田馬場３丁目16―20―301
債務者　渡邉　　豊
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　平三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１３号
宮城県登米市迫町北方字天形311番地１
債務者　伊藤　友香
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第１８７号
奈良県大和高田市東中２丁目14番34―４号
債務者　平塚　　旬
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
奈良県宇陀市榛原あかね台２丁目11番の３
債務者　市瀬　香織（旧姓山城）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
北海道北斗市本町２丁目２番11号　ハイツナカムラＮＯ．２―102号
債務者　上村　秀雄
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２６３号
函館市美原３丁目47番９号　ハイム美原１Ｆ右
債務者　増田　利幸
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２６４号
函館市美原３丁目47番９号　ハイム美原１Ｆ右
債務者　増田　俊江
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
函館地方裁判所